

# 税

問合せ先 税務課

**家屋を取り壊したときは  
忘れずに届出を！**

家屋の一部、または全部を取り壊した所有者は、今年中に滅失の届出をしてください。  
届出がないと、引き続き固定資産税・都市計画税が課税され、ご迷惑をかける場合があります。

## 入湯税って何ですか？

本市では一定の成分を含有している温泉「鉱泉浴場」への入湯に対し入湯税を課税しています（井戸水や水道水を沸かしている銭湯などは対象外）。  
鉱泉浴場の経営者が徴収し、市に納入することとなります。  
納められた入湯税は、観光振興などのイベント助成や環境衛生施設整備のために使われます。

### 税額

- 宿泊……1泊150円
- 日帰り……1日75円

※12歳未満の人は課税が免除されます。

### ◆平成30年度入湯税収入額

668万2千円

## 税務署からのお知らせ

問合せ先 泉佐野税務署  
☎462-3471

### ◆消費税の届出は

お済みですか？

個人事業者で、平成30年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合や平成31年1月1日～令和元年6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合、令和2年分は消費税の課税事業者に該当します。この場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書」を提出する必要があります。なお、特定期間における

1,000万円の判定は課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。

### ◆年末調整説明会

令和元年分の源泉所得税の年末調整や、法定調書の記載方法などの説明会を開催します。

日時 11月22日(金)

午後2時～4時15分

場所 エブノ泉の森小ホール

※申込不要、参加無料

### ◆11月11日～17日は

税を考える週間

「税を考える週間テーマ」をくらしを支える税」

※詳しくは、国税庁ホームページ

ジ (<http://www.nta.go.jp/>)

をご覧ください。

## 個人事業税【第2期分】の

納期限は12月2日(月)です

8月に個人事業税の納税通知書と合わせて送付しました第2期分の納付書にて納期限までに納めてください。

●納付書を破損・紛失した場合は、下記まで問い合わせてください。(口座振替をご利用の場合、納付書は送付していません。また、年間の税額が1万円以下の場合、第2期分の納付書はありません。)

●個人事業税の納付用紙のうち、コンビニエンスストア収納用のバーコード印刷があるもの(30万円以下のもの)については、以下の全国のコンビニエンスストアで納めることができます。

セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK設置店

●納付には、便利で安心・安全な「口座振替制度」をご利用ください。

問合せ先 大阪府泉南府税事務所 (☎439-3601)

## 後期高齢者医療制度

問合せ先

●大阪府後期高齢者医療  
広域連合 給付課 (☎06-  
4790-2031)

●国保年金課

押印してください。

●保険医療機関（病院、診療所など）で同じ負傷などの治療中は、施術を受けても保険などの対象になりません。

●医師が必要と認めた、はり・きゅう・あん摩・マッサージの施術を受けるとき

### 【健康保険が使える場合】

●はり・きゅう…神経痛、リウマチ、頸腕（けいわん）症候群、五十肩、腰痛症、頸椎（けいつい）捻挫後遺症、その他慢性的な疼痛を主症とする疾患

●あん摩・マッサージ…筋麻痺、筋萎縮、関節拘縮などで医療上マッサージを必要とする症例

### 【施術を受けるときの注意】

●保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。

●単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象とならず、全額自己負担となります。

●保険医療機関（病院、診療所など）で同じ対象疾患の治療中は、はり・きゅう施術を受けても保険の対象にはなりません。

●柔道整復などの施術を受けたときは、医療費控除の対象となりますので、必ず領収書を受け取りましょう。

## 柔道整復、はり・きゅう・あん摩・マッサージ

健康保険で受けられるケースは限られています。正しく理解し、適切な受診をすることで医療費の適正化にもつながりますので、ご協力をお願いします。

### ■整骨院・接骨院で柔道整復師の施術を受けるとき

#### 【健康保険が使える場合】

骨折、脱臼、打撲、捻挫など（肉はなれ含む）※骨折、脱臼は、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。

#### 【施術を受けるときの注意】

●単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象にならず、全額自己負担になります。

●柔道整復師が患者に代わって保険請求を行うことが認められているため、自己負担を支払うことで施術を受けることができます。

●施術を受けたときには、「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認し、署名または